

「星ふる学校」くまの木

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名および連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として、予約金の支払いを求めることがあります。
- 3 予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の予約金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、予約金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。また、ほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(宿泊客の契約解除権)

- 第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けません。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

- 第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 第4条第3号から第8号に該当することとなったとき
 - (2) 当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - (3) 第7条第1項第1号から第4号までの事項の明告を求めた場合において、その明告がされないとき
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、一部屋あたり9,200円
 - (2) 超過3時間以上となる場合は、(1)の金額に加え、1時間あたり1,000円

(利用規則の遵守)

- 第9条 宿泊客は、当館においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。なお、門限は午後11時00分とさせていただきます。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) フロント | 午前7時00分から午後8時00分 |
| (2) 食堂 | <朝食> 午前7時30分から午前8時30分 |
| | <夕食> 午後6時00分から午後7時30分 |
| (3) 浴室 | 午後5時00分から午後10時30分 |

2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。また、宿泊者との事前の調整により変更する場合があります。

(料金の支払い)

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は別表第1に掲げるところによります。

- 2 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した際、フロントにおいて行っていただきます。クレジットカードの使用はできません。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第12条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、施設内ならびに敷地内の安全確保に常日頃より配慮しておりますが、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は30万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内に持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度額として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては第14条第1項の規定に、前項の場合にあつては第14条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの預託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表1：宿泊料金等の内訳

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①宿泊料（室料+朝・夕食料） ※食事なしで利用する場合は室料のみ。1食付で利用する場合は、1食付料金
	追加料金	②追加飲食代（①に含まれるものを除く）及びその他の利用料金
	税金	③消費税

備考1 宿泊料は、星ふる学校「くまの木」ホームページ (<https://www.shioya-kumanoki.com>) に掲出する料金表によります。

別表2：違約金申し受け規定

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数						
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4～7日前	8～14日前
14名まで	100%	100%	50%	20%			
15名以上	100%	100%	80%	50%	50%	20%	10%

(注) 1 違約金は、まず、当該宿泊第1日目の宿泊料金に上の表に示す比率を乗じた額を求め、これに契約解除人数を乗じて求めます。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数分が契約解除されたものとみなします。